

○胎内市事務用一般封筒広告掲載募集要項

平成28年 4 月13日

告示第64号

(趣旨)

第1条 この告示は、胎内市事務用一般封筒の広告掲載の募集に関し、胎内市広告掲載に関する規則（平成19年規則第48号。以下「規則」という）及び胎内市広告掲載基準（平成19年告示第101号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする封筒)

第2条 この告示において対象とする封筒は、胎内市が事務全般に共通して使用し、特にその用途を定めずに作成する封筒とする。

(募集の条件)

第3条 募集の条件は、別表に定めるとおりとする。ただし、作成枚数、広告掲載期間及び募集期間は、別に定める。

(広告掲載の決定)

第4条 規則第7条第2項に規定する広告掲載の決定は、次に掲げる優先順位により行うものとする。この場合において、同一順位の者が募集掲載枠数を超えるときは、当該順位の申込みの先着順により決定する。

(1) 第1順位 市内に本支店又は営業所を置く事業者又は個人

(2) 第2順位 第1順位以外の者

附 則

この告示は、平成28年 4 月13日から施行する。

附 則（平成29年 2 月24日告示第10号）

この告示は、平成29年 3 月15日から施行する。

別表（第3条関係）

広告掲載媒体	胎内市事務用一般封筒 (長形 3 号) 裏面	胎内市事務用一般封筒 (角形 2 号) 裏面
広告掲載枠の規格	大きさ：縦 5 cm×横10cm 印刷色：青色 1 色	大きさ：縦7.5cm×横20cm 印刷色：青色 1 色

	(ただし、掲載枠数が定数に満たない場合は、規格を変更する場合があります。)	(ただし、掲載枠数が定数に満たない場合は、規格を変更する場合があります。)
広告掲載枠数	3 枠（縦に配置）	3 枠（縦に配置）
広告掲載料	1 枠につき 30,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）	
本募集要項に関する疑義 についての照会先及び広 告掲載申込書の提出先	胎内市役所 財政課財政係	